

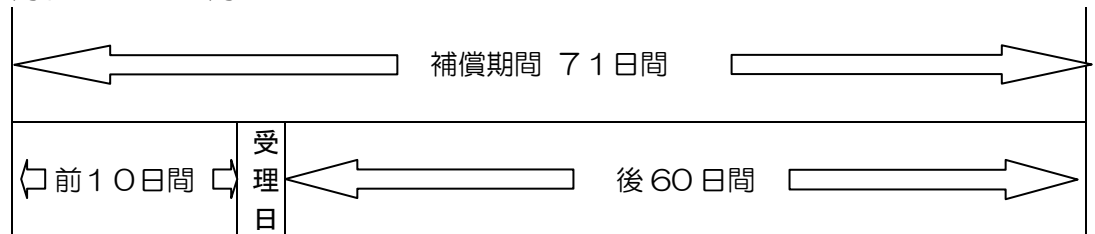
ETCコーポレートカード盗難保険のご案内

ークレジットカード盗難保険（補償期間変更に関する特約付帯）ー

<この保険のあらまし>

協同組合ならびに組合員の皆様が各高速道路株式会社（旧JH）等より貸与されているETCコーポレートカードについて、紛失や盗難により、第三者に不正使用された場合であっても、各高速道路株式会社等からの請求に対して、そのカードの使用料の支払いは免れません。このような万一の事態によって被る損害を補償する保険です。

- (1) 契約者 日本貨物運送協同組合連合会
- (2) 加入者 ETCコーポレートカード制度利用協同組合（以下「協同組合」とします。）ならびに
（被保険者） 組合員
- (3) 対象カード 協同組合ならびに組合員が各高速道路株式会社等（発行元）より貸与されているすべてのETCコーポレートカード
- (4) 保険期間 平成22年4月1日午後4時～平成23年4月1日午後4時まで（1年間）
- (5) 補償内容 ETCコーポレートカードが盗取・詐取もしくは横領（以下「盗難」といいます。）され、または紛失し、かつ保険期間中に第三者に不正使用されたことによって、本保険加入者（被保険者）が被る損害に対して保険金をお支払いします。
- (6) 補償期間 ETCコーポレートカードが盗難に遭い、もしくは紛失した旨の通知を各高速道路株式会社等（発行元）受理日の前10日間と、受理日および受理日の翌日からの60日間までの71日間



※受理日…各高速道路株式会社等（発行元）が所定の紛失届を受け付けた日

- (7) お支払いできない主な損害
 - (イ) 協同組合ならびに組合員およびその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
 - (ロ) 協同組合ならびに組合員の家族・同居人・使用人・留守人が自ら行い、または加担した盗難による損害
 - (ハ) 保険期間の開始する以前に生じていた ETC コーポレートカードの盗難・紛失による損害
 - (ニ) ETC コーポレートカードが本保険加入協同組合ならびに組合員に到達する前に生じた盗難・紛失による損害
 - (ホ) 他人に譲渡・貸与または担保差入された ETC コーポレートの使用による損害
 - (ヘ) ETC コーポレートカード交換期限を経過した後に行われた不正使用による損害
 - (ト) ETC コーポレートカード利用規定・利用約款違反による損害
 - (チ) 戦争、変乱または地震・噴火に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失による損害
など
- (8) 保険金の支払額
補償期間中に第三者に不正使用された金額をお支払いします。ただし、ETC コーポレートカード 1 枚・1 事故につき50万円を限度とします。
- (9) 保険料
 - (イ) ETC コーポレートカード 1 枚につき年間31円です。
 - (ロ) 保険料のお支払い方法は一括払です。保険期間終了後の保険料確定精算は行いません。

<加入申込>

- (1) 加入申込時期 加入申込書のご送付ならびに保険料のご送金につきましては日本貨物運送協同組合連合会宛に平成 22 年 3 月 19 日（金）必着にてお願いいたします。到着分は平成 22 年 4 月 1 日より補償開始となります。（毎月 1 日からの中途加入も可能です。）
- (2) 加入時必要書類 以下の①②いずれかにて、各必要書類をご作成の上、ご送付ください。
 ①全組合員加入の場合
 …「加入申込書」（全加入に○印）のみ
 ②一部組合員のみ加入の場合
 …「加入申込書」（一部加入に○印）＋「加入組合員（事業者）明細書」
 ※加入単位は協同組合（全加入・一部組合員（事業者）のみ加入のいずれか）とし、加入組合員（事業者）における全保有カードが対象です。（一組合員内のカードの一部加入は認められません。）
- (3) 加入時保険料のお支払い方法 （保険始期である平成 22 年 4 月 1 日から加入の場合）
 平成 22 年 1 月 31 日現在のカード枚数(残高枚数)を集約し、保険料をご算出の上、払込取扱票もしくは銀行振込にて日本貨物運送協同組合連合会宛、平成 22 年 3 月 19 日（金）までにご送金ください。
 ※保険料計算式は、「保険料＝カード枚数(残高枚数)×保険料単価(31円)」です。
- (4) 中途加入時必要書類
 ①組合未加入→全組合員中途加入の場合…加入申込書
 ②組合未加入→一部組合員中途加入の場合
 …加入申込書＋加入組合員（事業者）明細書
 ③組合既加入（一部加入）→全組合員中途加入の場合…加入申込書
 ④組合既加入（一部加入）→一部組合員中途加入の場合
 …加入申込書＋加入組合員（事業者）明細書
 ※全組合員加入の場合、中途での組合員の加入・脱退は手続き不要です。
- (5) 中途加入時保険料のお支払い方法 上記(4)①から④いずれかに該当する場合、払込取扱票（ゆうちょ銀行からの払込の場合）もしくは銀行振込にて日本貨物運送協同組合連合会宛、ご送金ください。当月 20 日締切、翌月 1 日補償開始となります。

※中途加入時保険料（1枚あたり）

加入日	保険料	加入日	保険料	加入日	保険料	加入日	保険料
5/1	29円	8/1	25円	11/1	20円	2/1	11円
6/1	28円	9/1	23円	12/1	17円	3/1	8円
7/1	26円	10/1	22円	1/1	14円		

<加入申込書記載例>

※ 申込書は3枚複写となっています。3枚とも日本貨物運送協同組合連合会へご送付ください。

申込日 平成 22 年 3 月 5 日	
ETCコーポレートカード盗難保険加入申込書	
日本貨物運送協同組合連合会 御中	
(全加入)・(一部加入) (注:左記いずれかに○印) (注:加入者番号は記入しないでください。)	
加入依頼者	
住所	〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-23
組合名 (TEL)	日本運送協同組合 03-3355-2035
代表者	(肩書) 日本 太郎 印
※押印については、代表者個人印・角印可	
加入者 番号	
保険 期間	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 4 月 1 日午後 4 時迄
加入数	120 枚
保険料	120 枚 × 31 円 = 3,720 円

<ご注意>

毎月のカード枚数(残高枚数)通知は不要です。保険期間終了後の保険料確定精算は行ないません。毎年1月31日現在のカード枚数(残高枚数)を基礎に、次年度の年間保険料を算出します。

<保険金請求の手続き>

(1) 事故連絡

組合員は盗難、紛失を知った時に、ただちに警察署へ届出を行った上で、所属協同組合へ事故概要(事故日時・場所・状況・届出警察署・事故カード番号等)を報告してください。連絡を受けた協同組合は各高速道路株式会社(発行元)等に届出を行うとともに所定の「事故受付メモ」によりただちに日本貨物運送協同組合連合会へFAXにて報告してください。報告受付後、日貨協連受付印押印の上、FAXにて返送いたします。

(注) ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。

(2) 保険金のご請求

不正使用による損害が発生した場合に協同組合ならびに組合員は下記の書類を取りまとめの上、日本貨物運送協同組合連合会宛にご送付ください。

- ① 保険金請求書
- ② 盗難事故状況報告書
- ③ 警察への届出証明、被害届(写)
- ④ 損害賠償請求権移転書(権利移転書)
- ⑤ 念書
- ⑥ カード交付管理台帳(写)(当該年度保険加入時から事故発生日現在の頁)
- ⑦ 事故期間中の各高速道路株式会社等からの利用料請求書
- ⑧ 各高速道路株式会社等あてカード紛失届(写)※各高速道路株式会社の受付印のあるもの
- ⑨ その他保険会社が求める書類

※不正使用による損害が発生した場合に必要な書類を送付いたします。

(3) ご注意

保険金請求時には、「カード交付管理台帳」(写)の提出が必要です。備え付けがない場合や、カード枚数(残高枚数)の過少申告によるお申込みの場合、保険金が削減されますのでご注意ください。

※カード交付管理台帳記載事項…「事業者名・住所・代表者名・カード発行日・発行カードNo.」

※当該保険ご加入時のカード枚数(残高枚数)、保険期間中のカード枚数(残高枚数)の増減については、必ずカード交付管理台帳にて管理を行ってください。

- 本案内は ETC コーポレートカード盗難保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては日本貨物運送協同組合連合会、日貨振興株式会社（取扱代理店）または幹事保険会社へお問い合わせください。
- ご加入後 1 か月を経過しても加入者証が届かない場合は、お手数ですが日本貨物運送協同組合連合会または日貨振興株式会社（取扱代理店）にご連絡ください。
- ご加入の際には、「重要事項説明書」および「ご加入内容の確認事項」を必ずご確認ください。
- ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなる可能性がありますので、ご注意ください。
- 複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社がそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行をして、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払、その他の事務を行います。

【取扱代理店】日貨振興株式会社

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-23

TEL : 03-3355-2035 FAX : 03-3355-2037

【引受保険会社】（幹事保険会社）共栄火災海上保険株式会社 再保険・海上部 海上保険室 海上営業課

〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6

TEL : 03-3504-2333 FAX : 03-3595-1971

（非幹事保険会社）三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第三部 第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9

TEL : 03-3259-3358 FAX : 03-3293-3232

作成年月 : 平成 22 年 1 月 承認番号 : B0912731G1676